



目 次

■ 議長あいさつ	2
■ 村長所信表明	3
■ 令和2年度一般会計補正予算（第7号）概要	4
■ 議案審議	6
■ 一般質問	9
田邊 宏哉議員	● コロナウイルスに感染した場合のガイドラインについて
天野 秋弘議員	● 「忍野村長等の給与の特例に関する条例の一部改正」に関わって
渡邊 隆三議員	● ファナック近くT字路交差点変更工事及び関連補償見積りについて ● 村設置の防犯カメラについて
堀内 義郎議員	● 忍野村地域活動支援センター「くるみ」について
渡邊喜久一議員	● 外周道路構想について
櫻井をさみ議員	● サイン計画の充実について ● 不妊治療・不育症・特定治療支援事業について

令和2年 第4回 忍野村議会定例会

[会期] 11月30日～12月16日

議長あいさつ

忍野村議会議長

湯山 央



新年明けましておめでとございませう。

令和3年を迎えるにあたり、村議会を代表いたしまして、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

昨年中は、村議会の活動に關しまして、皆様のご理解とご協力を賜り、大過なく終えたこと

を心からお礼申し上げます。引き続き本年もよろしくお願い申し上げます。

さて、議会では12月定例議会を昨年の11月30日から12月16日まで開催しましたので、「議会だより第99号」にて、村民の皆さまにお知らせします。

定例会においては、条例改正が10件、一般会計ほか補正予算が7件、人権擁護委員等の人事案件が6件、契約等の案件が2件、慎重審議の結果、すべての案件につきまして可決成立いたしました。詳細は後述しておりますので、ご覧ください。

さて、現在、新型コロナウイルスの感染拡大の深刻な状況が続いており、年末年始にかけても恒例行事などの縮小、中止が相次いでおります。

一方で、ここへ来てワクチン接種の話題も出ており、ようやく兆しが見え始めたようにも感じております。コロナ対策をとりながらの日常生活も長期に亘っておりますが、我々一人一人が自覚し、みんなで踏ん張ろうという気持ちを持って、この難局を乗り切っていければと存じます。

結びに、新型コロナウイルスの早期終息と、皆さまにとりまして令和3年が素晴らしい年となりますことをご祈念申し上げます。新年のごあいさつといたします。

村長所信表明



本日、ここに令和2年第4回忍野村議会・定例会が開催されるにあたり、私の所信と共に提出いたしました案件の概要についてご説明申し上げ、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

はじめに、ご報告させていただきます。去る10月2日、享年95歳にてご逝去されました忍野村名誉村民でフアナック株式会社名誉会長・稲葉清右衛門様に対し哀悼の意を表すため、役場ロビーへ御記帳所を開設し、最終的には1344名の皆様に御記帳いただいたところでございます。御記帳いただいた皆様に

は厚く御礼を申し上げます、謹んで稲葉名誉会長様のご冥福をお祈り申し上げます。

次に、11月3日「文化の日」には、前山梨県議会議員の渡邊英機様が「旭日双光章」の叙勲を受賞されました。

11月20日「山梨県民の日」には、多額の新型コロナウイルス医療従事者応援金の資金を県に寄付された、フアナック株式会社様が「団体・特別感謝状」を受賞されました。

また、地方自治分野では元村会議員の天野隆仁様、産業分野では忍草のアマノ電器・天野一光様が、それぞれ「県政功績者表彰」を受賞されました。これらの表彰は、ご本人はもとより忍野村においても大変名誉なことであり、村民を代表し心よりお祝いを申し上げます。誠にありがとうございます。

また、11月17日には、南関東防衛局長より、忍野村長として、国防の重要性和陸上自衛隊北富

士演習場にかかる重要かつ困難な諸問題の処理に尽力した功績を高く評価され、感謝状をいただきました。これもひとえに村民の皆様のご理解とご協力の賜物であり、大変光栄なことであります。改めて、これからも国防への貢献に努めて参る覚悟でございます。

また、過日議決いただきました、忍野小中学校児童生徒の一人一台端末整備目的である「IGAスクール端末導入」でございますが、12月25日までは機器の購入が完了となる見込みとなりました。

さて、今年も余すところ1カ月を切り、現在、各課において、令和3年度当初予算の編成作業を進めております。作業にあたっては、従来の概念に捉われないことなく、新しい観点に立ち、村民の皆様方の現実的な要望等勘案しながら、更に優先順位など十分考慮する中で、予算の編成作業にあたるよう指示をしたところでございます。

また、固定資産税の算出基礎となります土地の評価方法につきましては、市街地宅地評価法、

いわゆる路線価方式に改めたことによる、税負担の軽減緩和策を3箇年に渡り段階的に実施する計画でしたが、新型コロナウイルス感染症の村民生活や地域経済活動への悪影響が懸念されるため、1年間延伸させていただいたところでございます。税負担の公平性や公正性など諸課題はありますが、固定資産税の軽減緩和策につきましては、令和3年度も引き続き実施することといたしました。

村民の皆様におかれましては、これからも基本的な感染予防策を一人ひとりが徹底していただきますよう、尚一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

今後とも、住民福祉向上のため更なる努力を積み重ねて参る所存でございますので、村民の皆様方を始め、議員各位の更なるご支援ご協力をお願い申し上げます。

(案件の概要は省略)

令和2年11月30日

忍野村長 天野 多喜雄

補正予算（第7号）概要

●歳入 124,159千円 ※この内、下記は主な歳入補正のみ記載してるため合計金額は一致しません。 (単位：千円)

款	項	補正予算額	主な内容 (主な歳入のみ掲載のため、合計が左記金額と一致しない場合があります)
1.村税	2.固定資産税	170,492	固定資産税現年度課税増額分 170,492千円
15.国庫補助金	2.国庫補助金	72,420	障害者自立支援給付審査支払等システム事業費補助金 1,818千円 特定防衛施設周辺整備調整交付金(9条)【村道寺久保線改良拡幅事業】 8,705千円 特定防衛施設周辺整備調整交付金(9条)【こども医療費助成基金積立事業】 69,266千円 特別定額給付金事業費及び事務費補助金【精算に伴う減額】 △7,517千円
16.県支出金	2.県補助金	1,095	有害鳥獣管理捕獲事業補助金(追加分) 1,095千円
18.寄付金	1.寄付金	32,464	ふるさと納税寄付金 32,464千円
19.繰入金	1.基金繰入金	△151,435	財政調整基金繰入金 △151,435千円

●歳出 124,159千円 ※この内、下記は主な歳出補正のみ記載してるため合計金額は一致しません。 (単位：千円)

事業名	補正予算額	主な事業内容 (主な費用のみ掲載のため、合計が左記金額と一致しない場合があります)	担当課
議会運営事業	1,515	本会議・全員協議会テレビ放映費(追加分) 1,350千円	議会事務局
一般管理運営事業	3,800	一市二村循環バス「ふじっ湖号」運行補助金(追加分) 2,892千円 更生保護施設全面改修補助金 130千円	総務課
土地建物財産管理事業	900	内野天狗社防犯カメラ設置工事 862千円	総務課
企画事務事業	17,414	ふるさと納税返礼品 8,369千円 ふるさと納税返礼品発送代 5,717千円 ふるさと納税サイト委託料 3,328千円	企画課
内野コミュニティセンター管理運営事業	1,362	自動給水ポンプ更新工事 1,300千円	総務課
社会福祉総務運営事務事業	3,528	障害者自立支援給付審査支払等システム改修費 3,346千円	福祉保健課
児童福祉総務事業	4,500	広域(管外)保育所等利用施設への負担金の増額 4,500千円	福祉保健課
広域清掃事業	5,067	粗大ゴミ収集委託料(不足分) 5,067千円	環境水道課
上水道施設繰出金事業	5,605	水道事業会計への出資金 5,605千円	環境水道課
有害鳥獣管理捕獲事業	1,228	有害鳥獣捕獲用檻19基購入費等 1,228千円	観光産業課
道路維持補修事業	1,156	村道大割線土地購入費(追加分) 1,156千円	建設課
民安道路改良事業	△31,149	村道寺久保線(2工区)工事区間変更に伴う減額 △32,459千円 村道鐘山線道路工事(第3期)追加分 1,310千円	建設課
さかな公園管理運営事業	3,838	会計年度任用職員報酬(追加分) 3,000千円 非接触型体温測定認証システム機器等備品購入費 962千円	観光産業課
下水道会計繰出金事業	7,906	下水道事業特別会計への出資金 7,906千円	環境水道課

令和2年度 一般会計

(単位：千円)

事業名	補正予算額	主な事業内容 (主な費用のみ掲載のため、合計が左記金額と一致しない場合があります)	担当課
消防団運営事業	3,850	消火ホース100本購入費 3,850千円	総務課
事務局運営事務事業	2,052	忍野中学校トイレ改修工事予備設計及び実施設計費 1,786千円	教育委員会
特定防衛施設周辺整備基金積立事業	69,266	こども医療費助成基金積立事業 (現在基金残高 29,041千円) 69,266千円	総務課
ふるさと納税基金積立事業	32,465	ふるさと納税寄付金増加見込額 (今回補正までのふるさと納税見込総額 73,067千円) 32,465千円	企画課

●(期末手当0.05ヶ月分引き下げに伴う減額補正) 全会計総額△1,587千円

(単位：千円)

会計名	節名称	補正額	備考
一般会計	職員手当等(期末手当)	△1,524	対象職員数 100名
国民健康保険特別会計	職員手当等(期末手当)	△17	対象職員数 1名
下水道事業特別会計	職員手当等(期末手当)	△11	対象職員数 1名
介護保険特別会計	職員手当等(期末手当)	△25	対象職員数 2名
水道事業会計	職員手当等(期末手当)	△10	対象職員数 1名

●(継続費の変更)

事業名	補正予算額	主な事業内容 (主な費用のみ掲載のため、合計が左記金額と一致しない場合があります)	担当課
雨水排水計画策定事業	(変更前) 令和元年度～令和2年度 (変更後) 令和元年度～令和3年度	(変更前) 2ヶ年総額 58,729千円 ※入札差金の減額と、新型コロナウイルスにより現地調査ができなかったことによる委託期間延期 (変更後) 3ヶ年総額 42,900千円	建設課
村道鐘山線整備事業	令和元年度～令和2年度	(変更前) 2ヶ年総額 113,727千円 ※令和3年3月末工期の村道鐘山線道路工事(第3期)において追加工事が発生するため (変更後) 2ヶ年総額 115,037千円	建設課

●(明許繰越) 179,000千円

款	項	事業名及び金額	担当課
5.農林水産業費	1.農業費	土地改良基盤整備事業(用水路安全対策工事) 28,000千円	観光産業課
7.土木費	2.道路橋梁総務費	道路維持補修事業(村道梨ヶ原中道線電線共同溝工事) 121,000千円	建設課
7.土木費	2.道路橋梁総務費	民安道路改良事業(村道寺久保線伐採工事) 30,000千円	建設課

議 案 審 議

こんなことが決まりました

諸般の報告

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書の提出があり報告されました。

条例の一部改正

● 議案第70号

忍野村職員給与条例の一部改正の件

● 一部改正の理由

人事院の給与に関する勧告等に鑑み、所要の改正を行う必要があるため。

以上の件は、質疑・討論がなく採決の結果、賛成多数で可決されました。

● 賛成議員

堀内 義郎・小林 太伸・渡邊喜久一
田邊 宏哉・大森 浩義・渡邊 隆三
渡邊 壽幸・櫻井をさみ・三浦 哲朗
天野 弥一

● 反対議員

天野 秋弘

契約変更

● 議案第71号

村道鐘山線道路工事（第3期）変更契約締結の件

以上の件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

条例の一部改正及び廃止

● 議案第72号

忍野村防犯カメラの設置及び維持管理条例の一部改正の件

● 一部改正の理由

画像の取り扱いについて、忍野村個人情報保護条例等との整合性を図り、更に適正な運用に資するため。

質 疑

渡邊隆三議員

先程一般質問で行いました防犯カメラに関連してですが、総務課長の方から忍草の浅間神社には防犯カメラがつけられていますという返事があったんですけど、前回忍野の防犯カメラの設置位置図については、6か所しかなくて、なんで神社は載っていないかったのです

か。その辺を一つお聞きします。

答 え

後藤正美総務課長

忍草浅間神社につきましては、先ほど一般質問でお答えしましたが、当時忍草浅間神社の宮司さんに県から補助金があったということで、忍野村が直接つけたものではありませんので、載せておりません。

忍野村が設置したものではありませんので、よろしいですか。

再質疑

渡邊隆三議員

じゃあいわゆる忍野村の設置ではない。全く関係ない。

答 え

後藤正美総務課長

当時、国や県の文化財補助事業の補助金ですので、忍野村教育委員会を通じて経由して申請をあげて、交付してありますけど、いずれにしても設置者はいくまでも忍草浅間神社様ですので、忍野村のものではないです。

あそこには国の重要文化財もございますので、国から補助金をいただいている浅間さんがつけているので、載せておりません。

質疑

渡邊壽幸議員

今の忍草浅間神社の防犯カメラの件ですけれども、その画像管理は、そうしたらどこでやっているんですか。忍草の神社がやっているんですか。

答え

後藤正美総務課長

先程三議員の質疑の中でもお答えした通り、設置者は忍草浅間神社様ですので、忍草浅間神社様の責任において管理していると思われま

再質疑

渡邊壽幸議員

ということとは、画像の管理は村はノータッチで、浅間神社でやっているという、そういうことですね。

答え

後藤正美総務課長

そのとおりでございます。

以上の件は、質疑があり、討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

● 議案第73号

忍野村税条例の一部改正の件

● 一部改正の理由

前納報奨金制度の所期の目的が達成されたこと等により、これを廃止したため。

● 議案第74号

忍野村国民健康保険税条例の一部改正の件

● 一部改正の理由

個人所得課税の見直しによる地方税法施行令の一部改正に伴い、改正する必要が生じたため。

● 議案第75号

忍野村手数料条例の一部改正の件

● 一部改正の理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、通知カードの再交付手数料を徴収する必要がなくなるため。

● 議案第76号

忍野村特別会計設置条例の一部改正の件

● 一部改正の理由

平成24年度から特別会計を設置し事業の計画をしたが、今後事業実施の見込みがないため。

● 議案第77号

忍野村税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正の件

● 議案第78号

忍野村後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件

● 議案第79号

忍野村介護保険条例の一部改正の件

● 一部改正の理由

(議案第77号、79号)
地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正をする必要があるため。

● 議案第80号

忍野村立保育所での保育が困難な児童の保育に関する条例廃止の件

● 条例廃止の理由

村内2ヶ所の認可外保育施設が認可保育施設に移行したことに伴い、当該条例の必要性が無くなったため。

以上の8件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

補正予算

● 議案第81号

令和2年度忍野村一般会計補正予算(第7号)

● 議案第82号

令和2年度忍野村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

● 議案第83号

令和2年度忍野村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

● 議案第84号

令和2年度忍野村下水道事業特別会計補正予算(第3号)

● 議案第85号

令和2年度忍野村介護保険特別会計補正予算(第3号)

● 議案第86号

令和2年度忍野村介護予防支援事業特別会計補正予算(第3号)

●議案第87号

令和2年度忍野村水道事業会計補正予算（第3号）

以上の7件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

道路認定

●議案第88号

忍野村道路線の変更の件

◎路線名 鐘山線

〔変更区間〕

忍野村忍草2804番21地先から富士吉田市上吉田東9丁目2319番1地先まで

以上の件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

同意

●同意第18号

忍野村固定資産評価審査委員会委員に大森茂廣氏が選出され、全会一致で同意されました。

忍草233番地

大森 茂廣氏

●同意第19号

忍野村固定資産評価審査委員会委員に櫻井四六氏が選出され、全会一致で同意されました。

内野332番地507

櫻井 四六氏

●同意第20号

忍野村固定資産評価審査委員会委員に渡邊八重松氏が選出され、全会一致で同意されました。

内野17番地

渡邊 八重松氏

諮問

●諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき、次の方について意見を求められ、適任と答申されました。

内野1989番地2

渡邊 幸彦氏

●諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき、次の方について意見を求められ、適任と答申されました。

内野4918番地

渡邊 義主氏

●諮問第3号

人権擁護委員の推薦につき、次の方について意見を求められ、適任と答申されました。

忍草1270番地4

天野 吉康氏

継続審査

- ・議会運営委員会委員長
- ・総務教育厚生常任委員会委員長
- ・観光産業土木常任委員会委員長
- ・北富士演習場対策特別委員会委員長

以上の委員会より閉会中の継続審査の申し出があり、全会一致で継続審査となりました。

議会を傍聴しましょう

3階の議会事務局で受付をしていただくと誰でも傍聴できます。
3月定例議会の日程については、議会事務局にお問い合わせください。

☐お電話でのお問い合わせ

忍野村議会事務局

☎0555-84-3111 ☎0555-84-7780 (直通)

ここが
聞きたい!

一般質問



田邊宏哉
議員

質問① コロナウイルスに感染 した場合のガイドラ インについて

問
い
田邊宏哉議員

新型コロナウイルスが世界で蔓延し、全人類を脅威に陥れております。日本に於いても毎日、マスコミ等によって死者・感染者の状況が報道されており、いつ自分や家族が感染するか、恐怖と不安に駆られ日々を過ごしている状況です。

私は、去る6月定例議会全員協議会の中で、忍野村で感染者が出た場合に
対応する手続き（マニュアル・ガイドライン）があるのか、と質問したところ、まだ無いので各課で連携し作成に努めるとの事でした。

12月に入り、山梨県でも感染者が発生しており、感染者やその家族に対する誹謗中傷など耳にします。忍野村と

してのこの問題に対する対応策をおきかしてください。

答
え
渡邊 誠福祉保健課長

本村で感染者が出た場合に対応する
手続きがあるのかというご質問につき
ましては、まず前提に山梨県におい
ては、本村だけでなく県内で感染者が出
た場合には、基本的に県及び各保健所
管内の専門の職員が対応いたします。

つまり、陽性者及び濃厚接触者とな
った方の対応は、県の指示に従い、検
査や治療・療養を受けることとなつて
います。

たとえ村内で感染者が出たとしても、
本来であれば役場の職員であってもそ
れは知り得ない情報であり、県からは
そのような情報も一切入ってきません。

逆に、万が一そういった情報が他者
から流れて来たとしても、市町村が問
い合わせても、県は個人が特定される

ような情報は開示しません。山梨県内
の感染情報は、山梨県のホームページ
や県が情報公開したものとのみとなつて
います。

よつて、本村で感染者が出た場合に
対応する手続き、ガイドラインという
ものを独自に作成・行動するものでは
なく、新型コロナウイルス感染症に関
しては、県の指示、対応に従い行動す
ることとなります。

ただし、要介護者や生活保護受給者
等日常生活に何らかの支援が必要な患
者など特別に対応しなければならぬ
際には、県から市町村に協力要請が下
りてくる可能性はありますが、あくま
でも県の管理業務として徹底されてい
ます。

次に、感染者やそのご家族に対する
誹謗中傷の問題に関してですが、私
ちがまず考えておかなければならない
ことは、発熱や倦怠感等の症状が全く
無い無症状感染者が出ていることから、
新型コロナウイルスは常に誰にでも感
染してしまう可能性があるということ
です。

たとえ、私たちの身近に感染者が出
たとしても、誰も責めることはできな
いということ、体調不良を感じている

のに、「万が一自分が感染していたら村
で生活できなくなる」、「家族やまわり
に迷惑をかけてしまう」、「誹謗中傷で
叩かれてしまう」といったような気持
ちに陥つてしまい、誰にも相談できな
い状況を作ってしまう環境になつてし
まうことが一番の問題であり、感染の
拡大を防ぐため、重症化を防ぐために、
体調不良を感じたら、すぐにかかりつ
け医や新型コロナウイルス感染症受診・
相談センターに連絡できるように体制
を整えておくこと、私たち一人ひとり
がそういった理解をもって生活してい
くことが重要なのではないかと考えま
す。

そして、厚生労働省や県が発信して
いる感染予防策である手洗い・マスク
の着用・3密回避の徹底などをしっか
りで行い、感染しない、持ち込まない
といった対応をとつて生活していくこ
とが重要であると考えます。

人権侵害となる誹謗中傷の対策に関
しましては、新型コロナウイルスは常
に誰にでも感染してしまう可能性があ
ることを認識してもらい、「不確かな情
報を拡散しない」、「偏見や差別に同調
しない」など、感染者やそのご家族な
どを保護する冷静な行動を取るための

広報や新聞折込み、ホームページへの掲載、県の相談センターの紹介等啓蒙活動に努めることにより、村民一人ひとりがお互いに配慮でき、安心して生活できる環境整備を図って参ります。

再質問

田邊宏哉議員

上官庁に従う、実に、お役所らしい答弁をいただきました。この新型コロナウイルスによって人間の醜さ、愚かさが焙り出されております。

先程は、執行部に対し大変失礼な事を申し上げましたが、我々議員も真剣に議論しなければならぬ問題です。国をはじめ国会では、「桜を見た事」村議会では、「酔っぱらった事」など平和な誹謗中傷議会が行われておりますが、私は、このコロナウイルス問題が今、一番の最優先課題だとして取り組んでいきます。

それでは質問に入ります。

村長は、この問題が発生した当初から、国が国民に対処するべき事、県が県民にするべき事、村が村民にするべき事があると常々申しております。

12月2日には、郡内でもクラスターが発生し混乱が予想されます、村として

今、するべき事があると考えますが如何ですか。

6月議会の5万円の給付金を議論した時に、議会事務局宛に届いた「主婦の声」に書かれていたように、村民の為に医療関係に使うべきであると考えますがいかがですか。答弁を求めます。

答え

渡邊 誠福祉保健課長

富士東部管内においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大が見られる中、村として今するべきことは、感染予防に努め、感染の拡大を防止して行くこと、住民の感染に対する不安の軽減に努めて行くこと、そして何よりも住民の健康と命を守ることであると考えます。

また、報道にもありました郡内でのクラスターの発生を受け、山梨県、管内の保健所、市町村と連携を図りながらこの問題に対処していかなければなりません。

村として、住民の皆様にご感染予防、感染の拡大防止に向けた正しい情報、

対応方法の周知、注意喚起等を村のホームページや広報、新聞折込みなどで周知を徹底して参ります。

また、「山梨県から県民の皆様へお願い」というチラシを12月の広報にも折り込ませていただきましたが、感染防止対策の徹底に努め、近くで感染者が出たとしても、誹謗中傷は避け、私たち一人ひとりができる感染予防対策をしつかりと行うこと、正しい情報と知識を身に着け、節度を持って行動していくことが重要であると考えます。

そして、議員お話しのとおり、この新型コロナウイルス感染症の問題に取り組んでいくこと、住民の健康と命を守ることに、これは村として当然の責務であり、今、最優先課題として取り組まなくてはなりません。

そのため、村内の公共施設、医療機関、福祉施設、小学校、中学校、幼稚園、保育所などへ感染予防対策に必要な資材や機器の整備、保健所管内の検査体制・医療体制の充実等、村の財政を考慮する中、本場に必要となる場合に必要な支援を行って参ります。

再々質問

田邊宏哉議員

①医療崩壊した医療施設に自衛隊派遣が行われる非常事態です。

PCR検査を受け、もし自分が陽性

軽症無症状としたら医療機関の指示に従い自宅に籠り外出しなければ他所に感染を拡大させるリスクも少なくありませんが、PCR検査をどう受けたら良いのかわかりません。東京都などでは、民間の簡易検査場で安価で検査できます。補助金制度のある自治体もあります。

不安を払しょくする為には、外部との接触の多い人のPCR検査は必要と考えますがいかがでしょうか。

②人権侵害となる誹謗中傷の対策について、北麓地域のコロナ感染の対策として「STOPコロナ差別」として注意喚起を呼びかける臨時広報が配布されました。

1回目の答弁に、誹謗中傷や差別に県の相談センターを紹介するとありました。人権侵害や名誉棄損に対応するには、絶対に必要な相談窓口だと思います。

9月定例議会一般質問に於いて、渡辺たかそう議員の質問に「役場玄関付近にビラが撒かれていた。防犯カメラによって、人物が特定された」という質問がありました。

ある知り合いが、そのビラを拾ったと、私に届けてくれました。内容を見

ますと、このコロナ禍の中、村長宅で村長、議長と私の3人で、3密で宴をしたとあり、いかにも悪巧みしたかのようなニュアンスの嫌がらせの内容です。明らかに私達に対しての誹謗中傷文でありました。

北麓地域での感染デマが、SNS等で拡散されております。私自身が、被害者の手本となり、この様な卑劣なビラ撒き行為やSNS拡散行為に、刑事罰が適用されるのか、県の相談窓口にご相談したいので詳しい内容と手続き方法を教えてください。

以上2点の答弁を求めます。

答 え 後藤正美総務課長

1点目のご質問ですが、PCR検査は発熱や風邪の症状などにより、新型コロナウイルス感染症の疑いがあると医師や保健所にて診断された方が、その指導に基づき行われる医療行為であり、その診断がされない方は、簡単に検査は受けられません。

また、新型コロナウイルス感染症の疑いがあると診断された方の検査費用は、国の指定感染症でありますので、国の負担となっております。

最近テレビなどで、東京都内において民間が始めたPCR簡易検査の報道がされていますが、この検査は、国の認可を受けた検査ではなく、検査の結果、陽性あるいは陰性のどちらかが確認されたとしても、改めて保健所や医療機関の指導判断を受ける必要があるとのことでもあります。

村としましては、議員おっしゃるとおり、不安払しょくのためにも、村民全員のPCR検査が可能となるよう体制の早期整備について、これからも国や県に要望して参りますが、現時点においては、医療の崩壊を防止する観点からも、先ずは、本当に検査が必要な人が受けることができるための体制づくりをして行くことが最も重要であると考えておりますので、これからも保健所の指導をいただきながら、感染予防の基本的な対策について更なる周知の徹底を継続して参ります。

2点目のご質問ですが、新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷などのご相談ですが、山梨県開設の「県民生活相談ダイヤル」、法務局開設の「人権相談窓口」、忍野村が定期的に開設している「なんでも相談・行政相談・法律相談」、または、最寄りの警察署など

がございます。

詳細等につきましては、申し訳ございませんが、総務課まで一度お越し

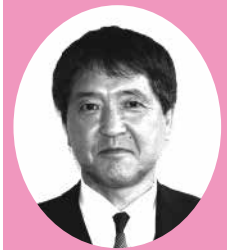
ただければ、直接窓口などを可能な限りご案内いたしたいと思います。



忍野八海 第一霊場「出口池」

ここが聞きたい!

一般質問



天野秋弘
議員

質問①
「忍野村長等の給与の特例に関する条例の一部改正」に関わって

問 い 天野秋弘議員

8月12日の臨時議会において、「村民の範となるべき村長の配慮に欠けた行動」があり、村長給与を1ヶ月、10%減額する条例改正が行なわれました。

村長が配慮に欠けた行動を取ったことにより、一般職なら、懲罰会議にかかれ懲戒処分が行われる事案であるが、村長は公選法により就任したもので、懲罰制度の対象ではないから、村長自らが自らを律するため、一般職で言えば「減給処分」に当たる、給与を1ヶ月、10%減額する条例改正を行ったという解釈でよろしいでしょうか。次に、飲んだお酒について、この時の答弁で初めて「食前酒」だとしました。極めて大事なことです。3月

30日、この日に飲んだお酒は「食前酒」なのか、飲んだお酒の種類、飲んだ量を答えてください。

最後に、「食前酒」とは一般的に言っていて、どういとお酒のことを言うのか教えてください。

答 え 後藤正美総務課長

これまでの臨時議会や定例議会において、報告・説明・答弁してきましたことが全てでございます。

再質問 天野秋弘議員

3月30日に飲んだお酒は「食前酒」で間違いはないということ質問を続けます。

答弁がただけなようですので、私から「食前酒」の一般的定義を申し上げると、「食事の前に飲むお酒で、食欲を増進させることが主な目的で、ア

ルコール度数の低いものをシャンパングラスのような小さい器で1、2杯程度飲むものをいう」ということです。

山日新聞報道では、村長は取材に応じて、飲酒を認めた上で、次のように語っています。「公務が控えていることを承知の上で、ビールを数杯飲んだ。酔いが覚めると思っていたが、飲まない方がよかった」と話しています。

答弁で飲んだとしている「食前酒」とは大きく違います。「食前酒」が事実なら、新聞記事の訂正を求める考えはありませんか。

答 え 天野多喜雄村長

食前酒の一般的定義については、それぞれの考え方がございますので、特に私からの答弁は控えさせていただきます。

アルコールを飲んだことは事実であり、再三再四の繰り返しになります。これまでの答弁が全てであります。

再々質問 天野秋弘議員

なぜこの問題を改めて取り上げるのかと言えは、これは、天野多喜雄村長

一人の問題ではないからです。村長給与の10%、1ヶ月分を減額する条例改正は今後の前例となるものです。

ことをできるだけ小さくしたい、穩便におさめたいという思惑が働いたのでしょうか、飲んだお酒の量を少なくすればするほど、「重い処分」とした根拠からどんどん乖離（かいり）してしまうのです。

飲んだお酒は「食前酒」であるということが、議事録に残ります。

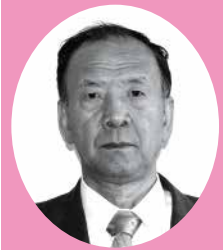
本当に「食前酒」で「減給処分」でいいのですか。これが前例となるのです。この先、村長などの特別職に就任する全ての方々に適応されるだけでなく、村長ですら減給ですから、まして一般職員が「食前酒」を飲んで公務にしていたら、減給処分以上にする事になつてしまいます。

答 え 天野多喜雄村長

これが私の姿勢であります。また、裁判判決ではございません。

ここが聞きたい!

一般質問



渡邊隆三 議員

質問① ファナック近くT字路交差点変更工事及び関連補償見積りについて

問 い

渡邊隆三議員

設事務所他は一切無くなっていました。忍野村は東急建設にいくら補償を支払ったのか。

答 え

渡邊顕麗建設課長

①村道山中道線と高木線の交わる信号機の無いT字路交差点があります、これを十字路交差点にしてファナック付近の交通利便性を良くしたい、という村長の大きな道路政策がありました。近頃周辺が整備されてきましたので、村民の期待も大きくなっています。この道路工事の進捗状況を教えて下さい。
②この道路計画エリア内にあった、東急建設仮設現場事務所補償調査業務を発注して支払ったようですが、この補償目的は何か。見積りをした業者は何か、その業者への支払い金額はいくらか。
③見積り結果の仮設事務所補償費用はいくらになったのか。現場を見ると仮

まず、1点目の進捗状況ですが、平成29年5月に「村道山中道線・入角丸尾岸線・高木線交差点測量・設計・調査業務委託」を発注し平成30年3月に山梨県公安委員会と交差点協議を行い、同年5月より入角丸尾岸線入口の地権者に計画説明を開始し、その後、線形計画の交渉を行い、道路用地取得に伴う境界の立会を同年12月に行いました。「村道山中道線・入角丸尾岸線・高木線交差点測量・設計・調査業務委託」は平成31年3月に完了しましたが、平成31年4月に、地権者より道路に対するの協力が難しいとの事で、現在まで用地交渉を行っていましたが難航しております。

次に、2点目の補償目的は、地権者と線形協議を行い、線形変更により仮設現場事務所の建物が当たり、駐車場も分断することから、仮設現場事務所の移転に対する補償です。

委託業者ですが、交差点の測量・設計・調査を請け負った「パイロット測量設計株式会社」に388万8千円で平成31年7月に発注しました。

3点目の仮設事務所の補償費用は約1億2700万円でした。補償費の支払いですが、支払いは行っておりません。

再質問

渡邊隆三議員

最近になって道路予定地の林が伐採されました。また、補償予定の東急建設現場事務所も解体されて整地されました。

しかし、用地交渉が難航しているようです。用地交渉の難しさは村民も分かってくれると思います。引き続き努力をお願いしたいと思います。

◎パイロット測量設計への東急建設現場事務所補償見積りについて

①プレハブ現場事務所の補償金額が1億2700万円と聞き、驚きました。

1棟が6857万円、もう1棟は3965万円と評価されている。その他の費用が1897万円です。この金額からすると移転補償では無くて、買い上げる見積りではないか。その買い上げる必要は为什么呢。

・村で近頃小学校を建て替える計画があるので、その仮設校舎に使えると思ったのか。

・東急建設より、買い上げしないと動かないといわれたのか。
②東急建設は、村から1円も頂く事なく現場事務所を移転して更地にしてしまった。この補償見積り388万8千円は全く必要なかった。村民の大切な村税を捨てるような見積りをさせた責任は誰にあるのか。

答 え

渡邊顕麗建設課長

まず、1点目の補償金額の件ですが、補償内容としては移転に対する補償であり、買い上げではございませんので、議員の想定された問いには当てはまらなと思います。

次に2点目の件ですが、今回の交差点工事において現場事務所の移転補償は必要であり、補償見積りは必要な調

査業務です。今回現場事務所が撤退したことは先方の都合であり、業務発注時においては想定できない事ですので、誰に責任が、との話では無いと思われ
ます。

再々質問 渡邊隆三議員

1 点目、課長はこの見積りは移転補償ですと再三答えています。プレハブ現場事務所2棟を解体して国内で再度組み立てるのに1億2700万円が移転補償として妥当か。外国に運んで組み立てる見積りではないか。国内移転ならば何処を想定したのか。

2 点目、建設現場事務所は通常はリースである。リース会社なら自社の商品を解体搬出する見積りは無料で出してもらえた筈である。何故リース会社にも見積り依頼しなかったのか。

3 点目、道路予定土地を村で売買契約も出来ない前に388万円も使った何故見積りさせたのか。用地交渉は難航したので、結果この見積もりは税金の無駄遣いになった。反省するところはあるか。

答え 渡邊顕麗建設課長

まず、1 点目の何処かですが、村内に建つ現場事務所ですので、忍野村地内を想定しております。

次に、2 点目のリース会社への見積りの件ですが、土地買収がある場合は不動産鑑定を行い、工作物・建物・立木等の補償がある場合には補償調査を行います。また、単に組み立てるわけではなく、建物、基礎、上水道、下水道、電気設備、駐車場整備、工作物等があり、補償金額がわからないため、調査を行っております。

見積りとは違い、補償査定金額が基準額になります。今回の補償費用については、用地買収を進めていく中で、道路線形を協議したところ、現場事務所の駐車場を縦断する事と、現場事務所にも当たるため、全ての移転が対象になります。

次に3 点目の件ですが、用地交渉をしていく上で、不動産鑑定、補償調査は金銭的な面で、相手方に必要不可欠なため、適切であると認識しています。

質問② 村設置の防犯カメラについて

問い 渡邊隆三議員

6 月定例会で私が設置条例第5条に基づき、見やすい場所に設置表示がされていない、高さ5mでは読めないのではないかと、という質問をしました。

先日の議員全員協議会で、執行部より近隣の自治体の見合い表示を参考に、1 か所2 枚電柱に取り付けたとの説明を聞きました。役場の素早い行動に感心しました。

① 今回内野区の神社である天狗社に村で防犯カメラの設置を計画しているとの話でしたが、その原因、目的は何でしょうか。

② 村内には神社、寺は多くあり、そのなかには文化財も多くありますが、要望があれば設置してもらえるのでしょうか。

答え 後藤正美総務課長

①のご質問ですが、当該地の遊具や

トイレなど利用する人々を犯罪から予防することや境内の治安維持などを目的として設置するものであります。

②のご質問ですが、犯罪の予防や抑止及び治安維持に資するもの、道路や駐車場、公園及び文教施設等の公共的場所であることなど、総合的に検討を行って設置の要否を判断しております。

再質問 渡邊隆三議員

内野区の天狗社は立派な神社です。氏子も大勢おられます。このような宗教施設に税金という公金を使用するには、憲法の政教分離原則を乗り越えなければなりません。

① 忍草の浅間神社にも村設置の公衆トイレがあります。また参拝客も多く、前の道路も交通が多く危険です。

更に県および村指定の文化財が多くあります。何故同時に防犯カメラを設置する計画をしないのか。

② 内野区コミュニティセンターの玄関には防犯カメラが4 台も設置してあります。これの設置は忍野村がしていますが、設置目的は何でしょうか。

③ 忍草コミュニティセンター、忍草老人福祉センター、寛公園、平山コミュニ

ニテイセンターには忍野村設置の防犯カメラが1台も有りません。どうしてもですかお答えください。

答 え 後藤正美総務課長

①と③のご質問につきましては、一括で回答させていただきます。

先程の2点目の答弁の繰り返しとなりますが、犯罪の予防や抑止及び治安維持に資するもの、道路や駐車場、公園及び文教施設等の公共的場所であることなど、総合的に検討を行って設置の可否を判断しておりますのでご理解願います。

②のご質問ですが、村の公共的場所に防犯カメラを設置して、適正に維持管理することにより、犯罪の予防及び抑止並びに治安維持を促進することを目的に平成17年に設置しました。

4台の設置については、ほぼ180度の角度で構内を映せるようにしたためであると、当時の担当に確認をしております。

再々質問 渡邊隆三議員

内野コミュニティセンターはカメラ

設置済み、内野天狗社にはこれから設置を予定している。これは総合的に検討をした結果との回答です。

ではお聞きします。

①忍草コミュニティセンター、平山コミュニティセンター、忍草浅間神社へのカメラ設置の予定はあるのか。もしくは、忍草と平山はこれからも犯罪や事故は起きないから、防犯カメラは必要無いと思っているのか。

②総務課長はコミュニティセンターの担当でもあります。また防犯カメラの責任者でもあります。村民から村政に偏りがあると思う、役場は平等にして欲しいという声が出ている。どのように村民の疑問に答えるのか。

答 え 後藤正美総務課長

①のご質問ですが、忍草浅間神社の防犯カメラ設置につきましては、平成18年当時、山梨県文化財保存事業費補助金を充たし5台のカメラを設置済みとの確認を教育委員会に行っております。

忍草及び平山の両コミュニティセンターへの防犯カメラ設置につきましては、今後、総合的に検討を行い、設置

の可否を判断して参ります。
②のご質問ですが、具体的な内容が不明でございますので、お答えしようがありません。



忍野八海 第二霊場「お釜池」

ここが聞きたい!

一般質問



堀内義郎
議員

質問① 忍野村地域活動支援センター「くるみ」について

問

堀内義郎議員

障がいを持たれた人に対して支援されています職員の皆様、ありがとうございます。

朗報をお聞きしました。今年度から支援センター「くるみ」の職員が1人増員された事により「くるみ」の内容が良くなり、利用者さんが笑顔になったとの事です。

そこでお尋ねしますが、支援センター「くるみ」として、今後の方向性をお聞かせください。

答 え 渡邊 誠福祉保健課長

忍野村地域活動支援センター「くるみ」は、障がいのある方が日常生活や

社会生活ができるよう、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ることを目的として活動しています。

そのため、設立した趣旨やその方向性を見誤ることなく、忍野村社会福祉協議会と連携して、通所されている方々の地域生活を支えるための支援と運営を充実させて参ります。

再質問

堀内義郎議員

障がいのある方が、日常生活や社会生活ができるよう、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ることを目的として活動されております。

そこで御尋ねしますが、創作的活動や生産活動の内容を、もう少しかみくだいた説明を宜しく願います。

また、通所されている方はもとより、親御さん初め家族が安心して送り出せるために、どのような支援と運営をお考

えかを御聞かせ下さい。

答 え 渡邊 誠福祉保健課長

創作的活動は、音楽鑑賞・絵画・調理・買い物・ドライブなどの「社会活動」であり、生産活動は、菜園づくりや製品づくりなどの「労働活動」であります。

地域活動支援センター「くるみ」は、これからも地域との交流を図りながら、利用者の皆様が毎日生き生きと過ごせるよう、常に利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供を図り、利用者とそのご家族が安心して生活できるように支援して参ります。

再々質問

堀内義郎議員

まず、再質問の創作的活動は、音楽鑑賞・絵画・調理・買い物などの「社会活動」であり、生産活動は、菜園づくりや製品づくりなどの「労働活動」とのお答えでありました。わかりやすい、かみくだいたお答えをありがとうございます。

再々質問ですが、心・言葉・行動しだいで悪くもなり、より良くもなります。私も「くるみ」の会立ち上げから参加させて頂き、20年が過ぎました。

大黒屋さんの土地をお借りして、プレハブの建物からスタートし、今では立派な建物にて、作業、生活がされています。本当にありがたいことです。

もう1点気になる事が、親御さんが歳を重ねられ、家庭生活のフオローが難しくなりつつありますが、体験的に富士吉田市にあります「ありんこのグループホーム」を利用されていると御聞きしましたが、「くるみ」を運営している忍野村としても、今日、明日というわけにはいきませんが、安心・安全な方向性について、御聞かせ頂いて再々質問を終わらせてもらいます。

答 え 渡邊 誠福祉保健課長

地域活動支援センターは「日中活動の支援の提供の場」であり、「日常生活の支援の提供の場」であるグループホームとは役割が異なります。

現在、村内にはグループホームなどの「日常生活の支援の提供の場」となる障害者福祉施設はありませんが、近隣にある施設での支援体制は整っている状況です。

今後は、利用希望者の増加などの状況に応じ、検討して行く必要がある課題であると考えています。

ここが聞きたい!

一般質問



渡邊喜久一 議員

質問① 外周道路構想について

問 い 渡邊喜久一議員

本年9月議会に、外周道路を建設する前段となる予定地測量議案が審議されました。

この道路計画は、本村北側の山の中腹を鳥居地トンネル入り口付近より内野ため池に至るまで建設する構想となっています。

この議案は、議会で賛否の質疑が行われ反対が多数となりましたが、審議は未了のまま取り下げられました。その構想が11月の全員協議会で再度個別に取り上げられ、執行部としては前めに計画を進めていく考えのように見受けられます。

そこで、外周道路構想について以下の質問をします。

①建設の目的とその効果

②建設により村民が享受する利益は何か。

③着工から完成までの想定建設期間と総距離数

④建設想定総費用と調達見込み

答 え 米山卓也企画課長

「①杓子山南麓広域連携道路建設の目的とその効果」「②建設により村民が享受する利益」につきまして、当該杓子山南麓広域連携道路は、村が取り組んでいる外周道路構想に位置付けられた重要な幹線道路であり、その機能は、

広域避難、地域経済の活性化や観光振興、さらには村内の渋滞緩和等に大きな役割を果たすものであり、村民の生活向上や安心安全として将来に向けた忍野村全体の発展にかかせない道路であると考えております。

「③着工から完成までの想定建設期間

と総距離数」「④建設想定総費用と調達見込み」につきましては、現構想段階での総延長は約5kmの見込みですが、建設期間、想定総費用、補助金や事業主体を含めた具体的な事業実施の枠組みは、今後、測量などの業務を行い必要なデータを基に国や山梨県、周辺市町村と連携して段階的に検討して参りたいと考えております。

再質問 渡邊喜久一議員

①道路建設費を独自に調べてみた。新

設道路工事費は道路部分で1km7億円、橋梁部分は1km40億円かかり、今回の道路構想に当てはめると、総延長5kmのうち道路部分4.5kmで31億円、橋梁部分0.5kmで20億円、土地購入費も2億円、合計は実に53億円と試算されます。再度建設費の回答を求めます。

②道路建設により村民が受ける利益について。

回答では(1)「広域避難」、(2)「経済の活性化と観光振興」、(3)「村内渋滞緩和」が村民利益とあります。

(1)「広域避難」・地震や噴火、水害の危険発生時、現状のトンネルや国道を利用すれば簡単に安全に避難出来る。

水害や土砂崩落の危険がある山の中腹を通過する意味が何処に有るのか。

(2)「経済の活性化と観光振興」・移動や流通は現状の道路で不自由無く、何故山の道を通る事が経済の活性化と繋がるのか。予定道は杉などの高木に覆われ富士山の眺望は開けず、観光振興に結びつかない。

(3)「村内渋滞緩和」・村内の道路は出勤、退社時大明見起点、又国道出入口起点の渋滞が課題となっている。どこかの渋滞が外周道路利用で渋滞緩和になるのか。

③路線図を見ると、山の中腹の傾斜地を切り開く為当然に切土、盛り土の箇所が数多く、大雨や台風時に水害の発生原因になる。斜面を切り崩したこの道路構想の災害危険性をどう考えるか。

④今回の構想道路の僅か数十m下には、内野八幡神社からトンネルに続く通称腰巻路線が通っている。この道路を大幅整備すれば、今回の構想道路より遙かに費用も低く抑えられる。本構想より先に考慮すべきと考える。

⑤今回の道路計画は使う目的と、使う人が想定できない道路であり、熊やイノシシのけもの道の代用と化すのが落ちである。

建設後も落ち葉や凍結欠損により維持管理に多額の資金が予想され、次世代に財政の赤字と負の遺産を残すだけの廃墟道路になることが懸念される。かつて無かった50億円を優に超える税金を投入して村民に全く利益の無い道を作る事にあくまで固執するのが、回答を求める。

答 え 米山卓也企画課長

①の杓子山南麓広域連携道路の概算工事費についてですが、現状は事業化に向けた検討を始めた概略設計の段階であることから、概算工事費は次のステップである予備設計及び詳細設計（構造物の設計）の中で算定され、熟度を増していくこととなります。

②杓子山南麓広域連携道路は、生活、経済、防災などの総合的な視点から、地域の更なる発展を促す計画であり、その機能については、6月定例議会での一般質問及び11月の議員全員協議会で申しあげているとおりでございます。③につきましては、概略設計においてルートを検討する際、災害危険区域を極力回避したルート選定を行っております。

④の村道鳥居地線については、日常生活道路として有効活用されていると考えておりますが、今回の計画とは機能的な位置づけが別でございます。

最後の⑤の質問ですが、当該計画は、山梨県と事前協議を開始しており、山中湖村平野地区や静岡県小山町方面に接続する広域連携道路として整備していきたいという構想を共有し、一歩進めた予備設計が必要であるとの共通認識を確認しております。

また、山中湖村、道志村、都留市及び小山町など関連市町村とは、道路整備促進に関する組織設立に向け担当事レベルでの協議も併せて進めております。

なお、この道路整備に全力で取り組んでいるのは、この計画が村長の基本政策の一つであり、忍野村を飛躍的に発展させ、村民生活をより豊かにする未来への大変重要な投資だと考えているからでございます。

再々質問 渡邊喜久一議員

①道路行政に関し生活道路の整備拡幅こそ真っ先に行われなければならない。狭隘な道路、人家があっても未舗装の

道、川沿いの道、また平山地区のすれ違いも難しい道、これらあちこちに見受けられる日常生活をするのに不便で悪条件下にある道を、行政が旗を振り、住民を説得して、道路改良につなげる、このような道路政策が、村民が真に求めている道路政策では無いかと考える。

もう一点、富士吉田市、河口湖町共に行政が先導して平坦な未開発地区に最初に広い道路計画を策定、次に民間資本に抛る商業、住宅地開発が行われ、地域経済が活性化、自治体も税収増の共存共栄関係が築かれている。この事例は当村も真摯に取り入れるべき道路政策と宅地開発のあり方を示している。

生活道路の拡幅整備に人員と財政投入の考えは、又住宅地開発と道路拡幅整備の計画は有るか。

②外周道路構想等近隣市町村と協議をしていると回答された。しかし、これらの協議は、忍野から平野に抜けるトンネルを含む一市二か村道路の建設が前提となっており、路線も未だ未確定でトンネルなど影も形も無い段階で一体何を協議するのか。二兎を追う様な愚策を捨て、一市二か村道建設推進が最優先であると考ええる。

③杓子山南麓開発の橋を通過し、腰巻

路線に接続する土沢線の進捗状況はどうなっているのか、又建設中の橋梁入口の道路敷、さらに外周道路の計画中にも、利用承諾が困難な予定地がある、と聞いているが、どう対処する考えか。

④外周道路構想に示された山の中を通るだけで、村民に利用価値のない、動物の散歩道になる様な道路に、数十億円も費やすことは理解しがたい。

財政を揺るがし、次世代に重い足枷をはめる道路構想は白紙とする決断を要望します。

答 え 米山卓也企画課長

①について、富士吉田市や富士河口湖町での道路整備は参考とすべき点多々あると思います。どちらも地域全体を俯瞰し、住民の生活スタイルや地形など地域の実情に合致した計画であり、両方に言える大きな特徴は広域的な連携道路であるということです。

そうであるからこそ、土地利用が促進され、地域の発展に大きく寄与したと考えられ、本村の外周道路構想の基本的な考え方と一致しております。

また、日常生活道路に関しては、村道の改良拡幅、交差点の安全対策、急

カーブの解消、未舗装道路の簡易舗装など住民生活に密着した事業はその都度実施しており、今後もより円滑な実施のため庁内の横の連携を強化しております。

②の質問、県道一市二村連絡道路は、忍草区会及び忍草入会組合の要望に基づき忍野村としてセルバ前から南進するルートを最終決定し、現在、その先の接続ルートについて山中湖村で決定に向けた協議が進められています。山中湖村役場事務局とは、定期的に情報交換を行い、事業実施主体である山梨県に対しても状況を伝え、共にルート選定のアドバイスを受けながら村の最優先課題として取り組んでおります。

③は、先の議会でもご承認いただいたとおり、統合事業における杓子山南麓森林公園アクセスのための進入路の橋梁工事が現在行われております。

また、公共工事における用地交渉は誠意をもって進めるよう心掛けております。

④の村長の政策に関するご質問ですが、いずれの事業も村長が公約に掲げ、住民の皆様の信認を得て実施する忍野村の未来を創る大きな事業計画であります。これから住民説明会を開催し、

住民の皆様のご理解とご協力を得ながら、忍野村発展のため、全力で政策実現に努力して参ります。

答 え 天野多喜雄村長

④の私の政策に関するご質問ですが、先ず渡邊喜久一議員におかれましては、私の政策をよく認識して頂いております事に感謝いたします。

さて、人生において、今日がある事は、過去があり、明日へとつながる事だと思えます。私の行政への思い（姿勢）は、今ある諸問題に真摯に取り組むことを第一とし、村民の皆様への希望をいかに実現化するかが責務だと心掛けております。夢の無い、希望の無い行政を行う事こそ、村民の皆様に対する不敬だと心得ます。「村民一人ひとりが夢と希望を持って生活できる村づくり」これがこそが、私の政治信念であり、村民の皆様から私に課せられた最大の使命であります。

どうぞ、これからも議員諸兄ならびに職員一丸となつて、村民の皆様への託に応え、忍野村の輝く未来への議論が活発に行われることを心より期待します。



忍野八海 第三霊場「底抜池」

ここが聞きたい!

一般質問



櫻井をさみ 議員

配慮をした看板を設置しております。

再質問

櫻井をさみ議員

統一感・一体感など図る為の村内一帯のサインの設置状況、問題点、課題について。

質問① サイン計画の充実に ついて

問い 櫻井をさみ議員

忍野八海は、8つの池が点在しており表示をわかりやすくする必要があります。

忍野八海周辺と村内一帯の標識・地図・案内板（サイン）の充実と見直しについて

①忍野村景観計画を平成27年（2015）8月1日制定している。その中でサイン計画について述べています。

忍野村景観計画とサイン計画の関連性と運用について。

②「忍野村総合サイン基本計画」も策定されている。この計画についての説明と村民の利用について。

③現在の公共サインについて見直し、利便性・点検などを図ってきたか。

答え 米山卓也企画課長

「①忍野村景観計画とサイン計画とはどのような関連性で運用されているのか」につきましては、忍野村景観計画において、忍野村総合サイン計画への適合を図ることが謳われております。

続いて「②忍野村総合サイン基本計画と村民の利用」についてですが、平成13年に策定された同計画は、村の良好な景観形成のため公共・民間サインの統一の基準を定めた計画です。民間看板については、周囲の自然環境に調和するよう色彩に関してご協力を頂いております。

「③現在の公共サインについての見直し、利便性・点検などを図ってきたか」につきましては、公共看板整備に関しては、同計画に定められた色彩管理と統一シンボルアイコンを掲載する取り組みをしております。

特に忍野八海エリアにおいては、各池に誘導する看板の設置やエリア全体における現在地を示すなど来訪者への

忍野村総合計画・忍野村都市計画マスタープランにおいても「足元のサイン計画」については謳っている。景観形成との関連も含め行うことは必然のことです。

①1回目の質問で、忍野村景観計画とサイン計画はどのような関連性で運用しているのか。問うている、「適合を図ること」と答弁。「どのような関連性」と具体的なことを聞いています。再度関連性について。

②観光案内所が何処にあるかわからない、忍野村観光案内所の表示サインはされているのか。

バス停も忍草浅間神社前、鱒の家周辺、八海を囲んで何か所かある中で右往左往している状況。

駐車場も点在と標識・地図・案内誘導（サイン）がわかりづらい、見えにくいなど耳にする。

特に、忍野八海周辺は景観形成モデル事業地区になっている。現場へ行き、現物を見て、現実がどうなっているか、忍野八海周辺、忍野村全体の見直しについて。

③「忍野村総合サイン基本計画」の規制基準に添い多数設置されているが、

答え 米山卓也企画課長

①の質問、忍野村景観計画とサイン計画との関連性についてですが、本村の公共サインの設置にしましては、現在も平成13年に策定した忍野村総合サイン計画の考え方に基づいて実施しております。

平成22年に策定された景観計画においても、景観形成の基本指針の中でサインの設置に関しては、忍野村総合サイン計画に基づくとされており、平成23年度から実施した忍野八海エリアでの街なみ環境整備事業におけるサイン整備も、同サイン計画に基づき実施いたしました。この整備は、平成25年に山梨県の「美しい県土づくり大賞」を市町村で初めて受賞するなど高い評価を得ております。

続いて②の観光案内所の表示に関してですが、現地に赴き、改めて確認して参りました。

各バス停から観光案内所へ来訪者の皆様を誘導するサインは設置されておりません。忍野八海観光の中心的役割を果たしている観光案内所まで、円滑に誘導するサインが必要であると感じ

ました。また、そのほかのサインに関しては、色が褪せて見えにくくなっていくものや一部破損しているものもありました。今後、現地の意見も聞き合わせながら必要なサインの新設、既設サインの修繕や配置の適正化などの見直しを実施して参ります。

③の質問の忍野村全体の既存の公共サイン設置状況の問題点及び課題につきましては、民間サインなどを含め数多くあるサインの整理統合とデザイン修景、公共サインの多言語化は以前からの課題として取り組んでおりますが、今後は社会情勢に合わせ、デジタル技術を活用したサイン整備についても検討していかねばならないと認識しております。

再々質問 櫻井をさみ議員

現地確認をしたとの事、修景や多言語化にも取り組む事、東京オリンピックピックも控えています。事業化を急いでください。

①忍野村都市計画マスタープランにも(1)デザイン統一されたサインの適切な配置により主要道路からのアクセス改善を図ること。(2)統一された観光サインの整備推進の2点が主な施策として明記されている。

サイン統一を図るなど、一体感のある

る景観整備の必要について。
②公共看板整備に、忍野村総合サイン基本計画に定められた色彩管理と統一シンボルアイコンを掲載する取り組みを行ってきた。内容について説明を求めらる。

③地域に根付いた景観への取り組みを進めるためには、行政と地域住民が協働して、景観まちづくり事業やサイン計画の普及活動に取り組むシステムづくりが必要であるが、地域環境リーダーの育成を行うてはどうか。

計画の充実を進める上で、民間看板については色彩協力だけでなく、対象物についてのサイン表示も少ないと感じるがどうか。

答え 米山卓也企画課長

①のサイン統一を図るなど、一体感のある景観整備につきましては、先程の答弁でも申し上げたとおり、忍野八海エリアにおいては、国土交通省の街なみ環境整備事業を活用し、サインの統一事業を実施いたしました。

今後は村内の観光交流拠点をネットワーク化する事業構想と連動させ、主要道路からのアクセス改善に向けたサイン整備を進めて参ります。

②の公共看板整備に関する色彩管理と統一シンボルアイコンについてです

が、色彩は焦げ茶色やアイボリーを基本にした指定5色のうち2色を組み合わせた色彩管理を定めており、統一シンボルアイコンは、「水」をテーマに、水滴と波紋をモチーフにしたデザインを採用しています。

③の地域景観リーダーの役割は、地域と行政を繋ぎ景観づくりを広く普及させることであり、現在、企画課では研修を終了した2人の職員が景観づくり担当として必要に応じ現地に出向き、住民と意見交換し、補助事業等を活用しながら景観づくりに努力しております。

質問② 不妊治療・不育症・特定治療支援事業について

問い 櫻井をさみ議員

結婚して子どもに恵まれない悩みを抱えている人たちに寄り添う施策の必要について質問します。

見えにくいことでもあり、原因は多種であり、相談体制の不備、高額費用に對しての悩み、不安、精神的プレッシャーに押しつぶされそうな状況があります。

①現在の支援体制についての状況と支

援件数について。内容の見直しの検討をしてはどうか。
②不育症・特定治療支援事業支援については行っていないと思うが、検討を行ってはどうか。

答え 渡邊 誠福祉保健課長

忍野村では、平成25年度から不妊治療費助成金支給事業を実施しています。夫婦のいずれかが申請日の1年以上前から住民である場合に対象となります。助成金の支給は治療費の2分の1で、上限を10万円としています。また、回数には夫婦1組につき1会計年度あたり1回とし、5回を上限としています。治療の内容につきましては、山梨県の事業では体外受精や顕微授精の特定治療に限っていますが、本村では一般不妊治療も該当とし、夫婦どちらの治療にも適用しています。

また、山梨県の事業では所得制限や妻の年齢制限がありますが、本村ではその制限を設けずに対応しています。

申請者への対応につきましては、電話等で相談があった場合、地区担当の保健師が対応にあたり、必要に応じて山梨県の「特定治療支援事業」、「不妊治療検査費・不育症検査費助成事業」、「不育症相談窓口」等他の支援制度についても紹介を行っています。

見直しにつきましては、菅政権の不妊治療の保険適用の動向を見据えながら検討して参ります。

なお、不育治療の支援事業につきましては、富士東部管内市町村での検討事案として取り上げ、方向性を出すよう努めます。

不妊治療の助成件数ですが、平成28年度16件、平成29年度12件、平成30年度11件、令和元年度15件、令和2年度11月末現在13件となっております。

再質問

櫻井をさみ議員

忍野村は不妊治療の取り組みは県内でも早かったと記憶している。

所得制限や妻の年齢制限を設けていくところが多い中で、制限を設けないで行っていることはとてもありがたいことだと思う。現在は夫婦で共に働いている家庭は多く所得制限があると、思うように治療が出来ない話も聞く。

村で取り組みを開始し、この数年間不妊治療の取り組みは進んでいます。

引き続き不妊治療・不育症・特定治療支援事業について、深いそれぞれの内容に理解を示し、当事者の気持ちになり取り組みを進めていただきたい。

①本村は特定治療の支援も行っていると理解してよいか。

②不育症治療の支援事業について、富士東部管内市町村での検討事案として

方向性を出すように努めるとの答弁、内容と今後の動向について。

③支援申請者に対しての対応ですが、必要に応じて他の支援制度の紹介も行っていただくこと。今後、忍野村での支援対応の取り組みの充実について考えを示してください。

答 え 渡邊

誠福祉保健課長

体外受精や顕微授精といった特定治療は、議員ご承知のとおり大変高額な不妊治療であります。

そのため、治療される方の負担を軽くするために、国と山梨県が限度額があります。2分の1ずつ負担する支援事業を実施しています。村では、さらにその負担軽減策として、一般不妊治療同様に治療費の支援を行っています。

なお、特定治療につきましては、12月4日、自民党の「不妊治療の支援拡充を目指す議員連盟」が助成額の引き上げを首相に申し入れ、「最優先で取り組む」との答弁をされたところです。

次に、不育症治療の支援事業につきましては、管内市町村の担当者会議で各市町村の状況を把握し、まずは支援実施することの合意を前提に、助成額、助成期間などの要件の検討を行うこととなります。

次に、支援に対する取り組みの充実

につきましては、職員の相談技術の向上のための研修会参加などスキルアップを図り、広報やホームページでの啓蒙に努めます。

また、大変デリケートな事業であるため、個人情報取り扱いに特に配慮して取り組んで参ります。

再々質問

櫻井をさみ議員

①体外受精や顕微授精の特定治療支援限度額の2分の1支援との答弁ですが、国と山梨県の限度額はどのくらいですか。

忍野村の負担軽減策の支援負担率はどのくらいですか。

②不育症治療の支援事業について、管内市町村の担当者で状況を把握して、共有を図る事は情報交換の場ともなります。この市町村管内でも一歩、二歩と取り組みを先に進めている所もあります。

忍野村で前向きに取り組んでいただいていることは、当事者の方々にとってはありがたいことであります。

国の政権が声をあげたことは重要なことです。このような時こそ見直しを図っていただき、不妊治療・不育治療・特定治療支援事業を進めていただきたいと考えます。答弁を求めます。

答 え 渡邊

誠福祉保健課長

国と山梨県の限度額につきましては、双方合わせ初回治療に30万円、2回目以降15万円を助成いたします。

また回数は、治療期間初日における妻の年齢が40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成いたします。

また、忍野村の支援は、治療費のうち国と山梨県の助成額を差し引いた後の額の2分の1、上限額10万円の助成を行い、治療される方の負担軽減を図る仕組みです。

次に不妊治療・不育治療・特定治療の支援事業の見直しと充実につきましては、前述答弁のとおり、菅政権の不妊治療の保険適用の動向を見据えながら、手厚い支援となるよう検討して参ります。



総務教育厚生常任委員会 学校教育施設訪問

議会総務教育厚生常任委員会では、昨年11月9日に教育委員、主任児童委員の方々と学校教育施設訪問を行いました。

幼稚園、小学校、中学校を順次訪問し、それぞれの概要説明を受けた後、運営方法や建物の状況など、工夫している点や問題点・課題点等について視察させていただきました。

幼稚園では発表会の練習、小中学校では、子ども達が真剣に授業に取り組んでいる姿を拝見することができました。また、昼食は小学校で給食を試食させていただきました。忍野村の給食は、近隣からの評判も高いようで、とてもおいしくいただきました。先生方をはじめ、教育関係者の皆さんには、日頃より子ども達へのご指導、ご支援をいただき、改めて感謝申し上げます。

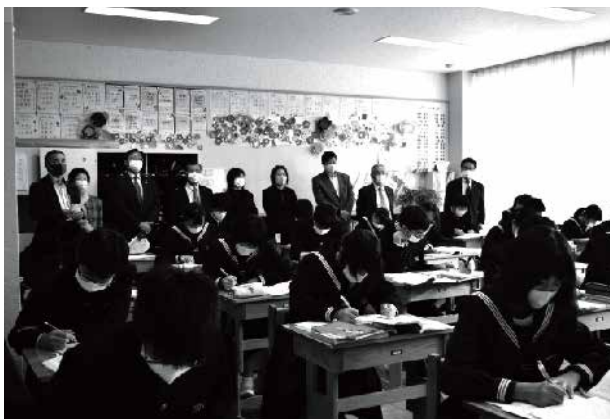
●忍野幼稚園



●忍野小学校



●忍野中学校



議会だより第99号は、忍野村ホームページにも掲載しています。

忍野村議会事務局 TEL.0555-84-3111 TEL.0555-84-7780 (直通)

印刷／(株)GRANT 富士吉田市旭2-2-17 ☎0555-24-7736